

令和 6 年

第 2 回 広陵町議会定例会議案

令和 6 年 6 月 1 1 日

北葛城郡広陵町

付 議 事 件

- 報告第 6 号 公用車物損事故による損害賠償額の決定に係る
専決処分の報告について [1 頁]
- 報告第 7 号 広陵町税条例の一部を改正する条例の専決処分の
報告について [3 頁]
- 報告第 8 号 広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する
条例の専決処分の報告について [2 3 頁]
- 報告第 9 号 令和 6 年度広陵町一般会計補正予算（第 1 号）
の専決処分の報告について [2 9 頁]
- 報告第 1 0 号 令和 5 年度広陵町一般会計繰越明許費繰越計算書
の報告について [5 3 頁]
- 報告第 1 1 号 令和 5 年度広陵町水道事業会計予算繰越計算書
の報告について [5 7 頁]
- 報告第 1 2 号 令和 5 年度広陵町水道事業会計継続費繰越計算書
の報告について [6 1 頁]
- 報告第 1 3 号 令和 5 年度広陵町下水道事業会計予算繰越計算書
の報告について [6 5 頁]
- 報告第 1 4 号 放棄した私債権の報告について [6 9 頁]
- 報告第 1 5 号 放棄した私債権の報告について [7 3 頁]
- 議案第 3 5 号 広陵町固定資産評価審査委員会委員の選任に
つき同意を求めることについて [7 7 頁]
- 議案第 3 6 号 広陵町中学校部活動地域移行検討委員会設置
条例の制定について [7 9 頁]
- 議案第 3 7 号 広陵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正することについて [8 5 頁]

- 議案第 38 号 広陵町子ども・子育て会議条例の一部を改正
することについて [89 頁]
- 議案第 39 号 令和 6 年度広陵町一般会計補正予算 (第 2 号)
[93 頁]
- 議案第 40 号 令和 6 年度広陵町国民健康保険特別会計補正
予算 (第 1 号) [109 頁]
- 議案第 41 号 古寺川調整池機械設備工事に係る請負契約の
締結について [123 頁]

(3) 事故の状況

住民環境部環境政策課職員が運転する広陵町公用車（以下「公用車両」という。）が町道南22号線を北進していたところ、対向車線を南進していた■■■■が運転する相手方所有の車両（以下「相手方車両」という。）とすれ違った際に接触し、公用車両の右側サイドミラーと相手方車両の右側サイドミラー及びその取付部を損傷させたものである。

3 損害賠償額

227,131円

本件事故による相手方車両の損害額は、454,262円で、本町5割の過失割合として、227,131円を本町の負担とする。

なお、公用車両の損害額は、104,687円であり、相手方5割の過失割合として、52,344円を相手方の負担とし、各自負担額を相殺した174,787円が本町の支払額である。

4 和解年月日

令和6年3月4日

なお、上記の本町支払額は、町が加入している保険により補填済みである。

報 告 第 7 号

広陵町税条例の一部を改正する条例の専決処分
の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項
の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項
の規定により報告し、その承認を求める。

令和6年6月11日報告

広陵町長 山 村 吉 由

専 決 処 分 書

広陵町税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日専決

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町税条例の一部を改正する条例

広陵町税条例（昭和30年4月広陵町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、町民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によつて、」を「により」に、「うけた」を「受けた」に、「においては」を「には」に改める。

第71条第2項中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第139条の3第2項中「によつて」を「により」に、「申告書」を「申請書」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によつて」を「により」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の

8 第 4 項及び第 5 項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和 6 年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が 1,805 万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第 7 条の 7 において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第 34 条の 3、第 34 条の 6 から第 34 条の 9 まで、附則第 5 条第 2 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項、前条及び附則第 9 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第 34 条の 7 第 2 項、第 47 条の 5 第 1 項及び前条の規定の適用については、第 34 条の 7 第 2 項及び前条中「附則第 5 条の 6 第 2 項」とあるのは「附則第 5 条の 6 第 2 項及び第 5 条の 8 第 6 項」と、第 47 条の 5 第 1 項中「課した」とあるのは「附則第 7 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第 7 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和 6 年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例）

第 7 条の 6 令和 6 年度分の個人の町民税に限り、個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第 41 条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額（前条第 1 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の町民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第 5 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号にお

いて「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を3で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定す

る第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）
においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の町民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の町民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の町民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5

号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月

30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、

第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額

はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の町民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の町民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個

人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」

とする。

- 5 令和6年度分の個人の町民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第1項中「各年度」を「各年度分」に改め、同条第2項中「各年度」を「各年度分」に、「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2第15項を削り、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」

に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は7分の6とする。

附則第10条の2第16項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第17項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第21項を同条第22項とし、同条第20項を同条第21項とし、同条第19項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7

条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 町長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8

年度までの各年度分」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「当該商業地に係る」を「当該商業地等に係る」に改める。

附則第12条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定

による町民税の所得割の額」とする。

附則第 17 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、
附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 17 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第 18 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、
附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第 19 条の見出し中「一般株式等の」を「一般株式に係る」に改め、同条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、
附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、
附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、
附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、
附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、
附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、
附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の広陵町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第

- 2 5 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

報 告 第 8 号

広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項
の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項
の規定により報告し、その承認を求める。

令和6年6月11日報告

広陵町長 山 村 吉 由

専 決 処 分 書

広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和６年３月３１日専決

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

広陵町国民健康保険税条例（昭和40年3月広陵町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の広陵町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報 告 第 9 号

令和6年度広陵町一般会計補正予算（第1号）
の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項
の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項
の規定により報告し、その承認を求める。

令和6年6月11日報告

広陵町長 山 村 吉 由

専 決 処 分 書

令和 6 年度 広陵町 一般会計補正予算（第 1 号）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 5 月 10 日 専決

広陵町長 山 村 吉 由

令和6年度広陵町一般会計補正予算（第1号）

令和6年度広陵町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ372,674千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,682,674千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
14 国庫支出金	
	2 国庫補助金
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,436,368	372,674	2,809,042
1,192,323	372,674	1,564,997
16,310,000	372,674	16,682,674

歳 出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
3 民生費	2 徴税費
	1 社会福祉費
歳	出
合	計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,774,097	326,538	2,100,635
1,527,058	92	1,527,150
135,032	326,446	461,478
5,545,648	46,136	5,591,784
2,924,080	46,136	2,970,216
16,310,000	372,674	16,682,674

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

	款	補正前の額
14 国庫支出金		2,436,368
	歳入合計	16,310,000

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
372,674	2,809,042	
372,674	16,682,674	

歳出

款	補正前の額	補正額
2 総務費	1,774,097	326,538
3 民生費	5,545,648	46,136
歳出合計	16,310,000	372,674

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
2,100,635	326,538				
5,591,784	46,136				
16,682,674	372,674				

2 歳 入

款		項	目	補正前の額	補正額	計
14			国庫支出金	2,436,368	372,674	2,809,042
	2		国庫補助金	1,192,323	372,674	1,564,997
		1		総務費国庫補助金	95,347	372,674

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 総務管理費補助金	372,674	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠） 372,674

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源
					特 定 財 源			
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2	総務費	1,774,097	326,538	2,100,635	326,538			
	1 総務管理費	1,527,058	92	1,527,150	92			
		1 一般管理費	1,023,130	92	1,023,222	92		
	2 徴税費	135,032	326,446	461,478	326,446			
	1 税務総務費	93,334	326,446	419,780	326,446			

3	民生費	5,545,648	46,136	5,591,784	46,136			
	1 社会福祉費	2,924,080	46,136	2,970,216	46,136			
		1 社会福祉総務費	284,982	46,136	331,118	46,136		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
4 共済費	92	●給与費（会計年度任用職員） ・社会保険料	92 92
1 報酬	621	●給与費 ・時間外勤務手当	500 500
3 職員手当等	500	●給与費（会計年度任用職員） ・会計年度任用職員報酬（2人）	638 621
8 旅費	17	・費用弁償	17
10 需用費	122	●定額減税調整給付金事業 ・消耗品費	325,308 100
11 役務費	770	・修繕料	22
12 委託料	14,416	・通信運搬費	55
18 負担金、補助 及び交付金	310,000	・手数料 ・定額減税調整給付関連事務委託料 ・基幹システム定額減税調整給付対応業務委託料 ・給付金	715 13,129 1,287 310,000

1 報酬	776	●給与費 ・時間外勤務手当	100 100
3 職員手当等	100	●給与費（会計年度任用職員） ・会計年度任用職員報酬（1人）	853 776
4 共済費	56	・共済組合負担金	56
8 旅費	21	・費用弁償	21
10 需用費	63	●低所得者支援給付金事業 ・消耗品費	45,183 50
11 役務費	150	・印刷製本費	13
12 委託料	2,970	・通信運搬費	103
18 負担金、補助 及び交付金	42,000	・手数料 ・低所得者支援給付金システム改修委託料 ・給付金	47 2,970 42,000

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備考	
		報 酬	給 料	期末手当	その他	計				
補正後	長 等	3		25,176	9,690	9,224	44,090	2,920	47,010	
	議 員	14	50,112		19,878		69,990	14,275	84,265	
	その他	732	29,493			5,000	34,493		34,493	
	計	749	79,605	25,176	29,568	14,224	148,573	17,195	165,768	
補正前	長 等	3		25,176	9,690	9,224	44,090	2,920	47,010	
	議 員	14	50,112		19,878		69,990	14,275	84,265	
	その他	732	29,493			5,000	34,493		34,493	
	計	749	79,605	25,176	29,568	14,224	148,573	17,195	165,768	
比 較	長 等									
	議 員									
	その他									
	計									

2 一 般 職

(1) 総 括

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	511	345,090	836,585	721,170	1,902,845	308,153	2,210,998	
補 正 前	508	343,693	836,585	720,570	1,900,848	308,005	2,208,853	
比 較	3	1,397		600	1,997	148	2,145	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補 正 後	17,652	53,368	233,503	189,206	27,900
	補 正 前	17,652	53,368	233,503	189,206	27,900
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補 正 後	21,920	13,057	36	164,528	
	補 正 前	21,320	13,057	36	164,528	
	比 較	600				

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	237		777,869	598,416	1,376,285	240,787	1,617,072	
補 正 前	237		777,869	597,816	1,375,685	240,787	1,616,472	
比 較				600	600		600	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補 正 後	17,652	49,841	175,419	140,603	27,900
	補 正 前	17,652	49,841	175,419	140,603	27,900
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補 正 後	20,600	11,819	36	154,546	
	補 正 前	20,000	11,819	36	154,546	
	比 較	600				

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	274	345,090	58,716	122,754	526,560	67,366	593,926	
補 正 前	271	343,693	58,716	122,754	525,163	67,218	592,381	
比 較	3	1,397			1,397	148	1,545	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補 正 後		3,527	58,084	48,603	
	補 正 前		3,527	58,084	48,603	
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当	
	補 正 後	1,320	1,238		9,982	
	補 正 前	1,320	1,238		9,982	
	比 較					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
報 酬	1,397	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	1,397	定額減税調整給付金事業及び低所得者支援給付金事業対応による増会計年度任用職員 1,397千円	
給 料		制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分			
職員手当	600	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	600	定額減税調整給付金事業及び低所得者支援給付金事業対応による増会計年度任用職員以外の職員 600千円	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たり給与

区 分		一般事務・技術職	技能労務職	特定任期付職員
令和6年1月1日現在	平均給料月額(円)	299,491	224,200	—
	平均給与月額(円)	349,475	240,752	—
	平均年齢(歳)	41	61	—
令和5年1月1日現在	平均給料月額(円)	293,633	223,200	—
	平均給与月額(円)	342,751	239,692	—
	平均年齢(歳)	40	60	—

イ 初任給

(円)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職	国 の 制 度
		一 般 職
高 校 卒	166,600	166,600
短 学 卒	179,100	179,100
大 学 卒	196,200	196,200

ウ 級別職員数

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職								
	級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合計
令和6年1月1日現在	職員数(人)	6	28	21	43	59	46	31	234
	構成比(%)	2.6	12.0	9.0	18.4	25.1	19.7	13.2	100
令和5年1月1日現在	職員数(人)	6	29	26	40	57	55	34	247
	構成比(%)	2.4	11.7	10.5	16.2	23.1	22.3	13.8	100
区 分	技 能 労 務 職								
	級	4級	3級	2級	1級				合計
令和6年1月1日現在	職員数(人)			2					2
	構成比(%)			100					100
令和5年1月1日現在	職員数(人)			2					2
	構成比(%)			100					100
区 分	特 定 任 期 付 職 員								
	級	5号	4号	3号	2号	1号			合計
令和6年1月1日現在	職員数(人)								
	構成比(%)								
令和5年1月1日現在	職員数(人)								
	構成比(%)								

(一般事務・技術職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職
7 級	理事及び部長の職務
6 級	部次長、課長、館長、所長、認定こども園長及び主幹の職務
5 級	課長補佐、室長、参事、副館長、認定こども園副園長、幼稚園長、保育園長、上席主任教諭及び上席主任保育士の職務
4 級	参与、係長、調整員、主幹保育教諭、幼稚園副園長、保育園副園長、主任教諭及び主任保育士の職務
3 級	主任若しくは主任技師又は相当困難な業務を行う職務
2 級	主事若しくは技師又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務
1 級	主事補若しくは技師補又は定型的な業務を行う職務

(一般事務・技術職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職
7 級	理事及び部長に相当する職務
6 級	部次長、課長、館長、所長、認定こども園長及び主幹に相当する職務
5 級	課長補佐、室長、参事、副館長、認定こども園副園長、幼稚園長、保育園長、 上席主任教諭及び上席主任保育士に相当する職務
4 級	参与、係長、調整員、主幹保育教諭、幼稚園副園長、保育園副園長、主任教諭 及び主任保育士の職務
3 級	相当困難な業務を行う職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
1 級	定型的な業務を行う職務

(技能労務職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

区 分	技 能 労 務 職
4 級	相当困難な業務を行う業務員の職務
3 級	困難な業務を行う業務員の職務
2 級	知識経験を必要とする業務を行う業務員の職務
1 級	単純な業務を行う業務員の職務

(技能労務職 級別の標準的な職務内容 定年前再任用短時間勤務職員)

区 分	技 能 労 務 職
4 級	相当困難な業務を行う業務員の職務
3 級	困難な業務を行う業務員の職務
2 級	知識経験を必要とする業務を行う業務員の職務
1 級	単純な業務を行う業務員の職務

(特定任期付職員 号別の標準的な職務内容)

区 分	特 定 任 期 付 職 員
5 号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な 業務で重要なものに従事する場合
4 号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な 業務に従事する場合
3 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務 に従事する場合
2 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従 事する場合
1 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する 場合

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種		
			一般職	技能労務職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	237	235	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	170	170		
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)	27	27	
		4号給 (人)	143	143	
		5号給以上 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	71.7	72.3			
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	237	235	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	170	170		
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)	27	27	
		4号給 (人)	143	143	
		5号給以上 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	71.7	72.3			

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月 分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.250	2.250	4.50	有	
補正前	2.250	2.250	4.50	有	
国の制度	2.250	2.250	4.50	有	

カ 定年退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の 者 (月分)	25年勤続の 者 (月分)	35年勤続の 者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加 算措置等	備 考
支 給 率	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900		
国の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900		

キ 地域手当

区 分	全職員	
支 給 対 象 地 域	町内全域	東京都の特別区の区域
支 給 率 (%)	6	20
支 給 対 象 職 員 数 (人)	236	1
国の指定基準に基づく支給率 (%)	6	20

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一般職	技能労務職
給料総額に対する比率 (%)	0.002	0.002	—
支給対象職員の比率 (%) (令和6年1月1日現在)	1.266	1.266	—
代表的な特殊勤務手当の名称	防疫作業従事手当 行旅病人又は行旅死亡人収容護送作業従事手当 犬、猫等死体処理従事手当		

ケ その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

報 告 第 1 0 号

令和5年度広陵町一般会計繰越明許費繰越計算書
の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条
第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年6月11日報告

広陵町長 山 村 吉 由

令和5年度広陵町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国庫支出金	地方債	その他		
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍システム法改正対応事業（法務省分）	6,996,000	6,996,000		6,996,000				
		住民基本台帳システム等法改正対応事業（総務省分）	12,276,000	12,276,000		12,276,000				
3 民生費	1 社会福祉費	介護保険システム改修事業	3,465,000	3,465,000					3,465,000	
		低所得者支援給付金事業	11,107,000	9,687,000		9,687,000				
	2 児童福祉費	地域復興券事業（重点支援地方交付金・子育て世帯応援型）	24,236,000	20,896,153		20,896,153				
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費	200,000	200,000		200,000				
		新型コロナウイルスワクチン接種事業費	30,000	30,000		30,000				
5 農商工費	2 商工費	タウンプロモーション事業委託料	1,500,000	0						
		地域復興券事業（重点支援地方交付金・全世帯型）	49,326,000	44,977,661		44,977,661				
6 土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金事業 ・百済中央線バイパス整備 ・箸尾準工業地域道路整備 ・南2号線整備 ・赤部26号線整備 ・狭あい道路整備等促進 ・平尾正相線整備 ・通学路対策事業 ・大湯線整備 ・交通安全施設等（百済赤部線）整備 ・交通安全施設等（南22号線ほか）整備 ・交通安全施設等（南郷8号線）整備	315,000,000	303,492,309		144,534,421	143,200,000		15,757,888	
		3 河川費	平成緊急内水対策事業	285,000,000	160,942,176		80,471,088	72,400,000		8,071,088
		4 都市計画費	竹取公園周辺地区整備事業	20,000,000	14,515,600		7,250,000			7,265,600
公園施設トイレ改修事業	2,300,000		2,300,000					2,300,000		
11 災害復旧費	1 農業用施設施設災害復旧費	農業用施設施設災害復旧費	11,704,000	6,115,600		5,320,572	700,000		95,028	
	2 公共土木施設災害復旧費	土木施設災害復旧費	20,000,000	20,000,000			20,000,000			
計			763,140,000	605,893,499		332,638,895	236,300,000		36,954,604	

報 告 第 1 1 号

令和5年度広陵町水道事業会計予算繰越計算書
の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第
3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年6月11日報告

広陵町長 山 村 吉 由

令和5年度広陵町水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	県補助金	企業債	一般会計繰入金	過年度分損益勘定留保資金			
1資本的支出	1建設改良費	大塚地内配水管布設工事	21,048,500		21,048,500					21,048,500			地元協議に時間を要したため。
		箸尾準工業地区配水管布設工事	59,681,700	32,611,700	27,070,000					27,070,000			本体工事の工期が変更となったため。
		真美ヶ丘配水場受変電設備改修事業	84,700,000	18,750,000	60,258,600					60,258,600	5,691,400		半導体不足により工事が遅れたため。

報 告 第 1 2 号

令和5年度広陵町水道事業会計継続費繰越計算書
の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条
の2第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年6月11日報告

広陵町長 山 村 吉 由

令和5年度広陵町水道事業会計継続費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源予定		翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				国庫補助金	過年度損益勘定留保資金	
1 資本的支出	1 建設改良費	広陵町配水本管耐震設計施工業務	650,000,000	213,000,000	19,379,300	232,379,300	178,208,400	54,170,900	54,170,900		54,170,900	

報 告 第 1 3 号

令和5年度広陵町下水道事業会計予算繰越計算書
の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第
3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年6月11日報告

広陵町長 山 村 吉 由

令和5年度広陵町下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	県補助金	企業債	一般会計繰入金	過年度分損益勘定留保資金			
1資本的支出	1建設改良費	管渠布設事業	94,000,000	21,012,000	23,988,000	11,994,000		11,900,000		94,000	49,000,000		本体工事の工期が変更となったため。
		都市水環境整備下水道事業	145,000,000	72,567,000	72,433,000	36,216,500		36,200,000		16,500			補助金交付内定が年度末にあつたため。

報 告 第 1 4 号

放棄した私債権の報告について

広陵町債権管理条例（平成27年3月広陵町条例第27号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、町の私債権について、令和6年3月31日に別紙のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月11日報告

広陵町長 山村吉由

放棄私債権一覧

債権名称	年度	件数	金額	放棄事由
学校給食費	平成23年度	1件	2,150円	条例第10条 第1項第7号 (時効期間満了)
	平成24年度	1件	33,300円	

報 告 第 1 5 号

放棄した私債権の報告について

広陵町債権管理条例（平成27年3月広陵町条例第27号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、町の私債権について、令和6年3月31日に別紙のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月11日報告

広陵町長 山 村 吉 由

放棄私債権一覧

債権名称	年度	件数	金額	放棄事由
水道使用料	平成29年度	1件	18,410円	条例第10条 第1項第6号 (破産)
	令和元年度	1件	8,936円	

議 案 第 3 6 号

広陵町中学校部活動地域移行検討委員会設置条例
の制定について

広陵町中学校部活動地域移行検討委員会設置条例を別紙の
とおり制定する。

令和6年6月11日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町中学校部活動地域移行検討委員会設置条例

(設置)

第1条 広陵町立中学校における休日の部活動（以下「休日の部活動」という。）について、生徒にとって望ましい部活動の環境の構築及び教職員の負担軽減等を図る観点から、休日の部活動の地域移行に関し必要な事項を検討するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、広陵町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、広陵町中学校部活動地域移行検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 休日の部活動の地域移行に必要な調査に関すること。
- (2) 休日の部活動の地域移行後の運営体制に関すること。
- (3) その他休日の部活動の地域移行に関し教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 部活動に関し識見を有する者
- (2) スポーツ協会代表者
- (3) 文化協会代表者

- (4) 総合型地域スポーツクラブ代表者
- (5) スポーツ推進委員代表者
- (6) 中学校校長
- (7) 中学校部活動担当職員
- (8) その他教育委員会が必要と認める者
(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱され、又は任命された日から第2条に規定する事項に係る検討が完了する日までとする。ただし、任期中であっても、その職にあるために委員となった者がその職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、必要な資料の提出を求め、又は会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月広陵町条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表に次の1項を加える。

67 広陵町中学校部活動地域移行検討委員会の委員	日額 8,000円
--------------------------	-----------

議 案 第 3 7 号

広陵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正することについて

広陵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
める条例（平成26年9月広陵町条例第6号）の一部を別紙
のとおり改正する。

令和6年6月11日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

広陵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月広陵町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第38号

広陵町子ども・子育て会議条例の一部を改正する
ことについて

広陵町子ども・子育て会議条例（平成25年9月広陵町条例第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月11日提出

広陵町長 山村吉由

広陵町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

広陵町子ども・子育て会議条例（平成25年9月広陵町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「広陵町子ども・子育て支援事業計画」を「市町村子ども・子育て支援事業計画」に改め、同条第7号中「児童福祉」を「子ども・子育て支援」に改め、同号を同条第11号とし、同条第6号の次に次の4号を加える。

- (7) こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する市町村こども計画に関し意見を述べること。
- (8) 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画に関し意見を述べること。
- (9) 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条第2項に規定する市町村計画に関し意見を述べること。
- (10) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項に規定する市町村行動計画に関し意見を述べること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 3 9 号

令和 6 年度 広陵町 一般会計 補正 予算 (第 2 号)

令和 6 年度 広陵町 一般会計 補正 予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 35,832 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,718,506 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 6 年 6 月 1 1 日 提出

広陵町長 山 村 吉 由

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
14 国庫支出金	2 国庫補助金
15 県支出金	2 県補助金
18 繰入金	1 基金繰入金
19 諸収入	5 雑入
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,809,042	21,025	2,830,067
1,564,997	21,025	1,586,022
1,243,345	750	1,244,095
624,413	750	625,163
713,938	10,419	724,357
713,938	10,419	724,357
155,206	3,638	158,844
109,432	3,638	113,070
16,682,674	35,832	16,718,506

歳 出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
3 民生費	
	1 社会福祉費
4 衛生費	
	1 保健衛生費
8 教育費	
	1 教育総務費
	4 幼稚園費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,100,635	3,275	2,103,910
1,527,150	3,275	1,530,425
5,591,784	△1,313	5,590,471
2,970,216	△1,313	2,968,903
3,748,166	32,412	3,780,578
499,546	32,412	531,958
1,355,904	1,458	1,357,362
359,183	100	359,283
266,154	1,358	267,512
16,682,674	35,832	16,718,506

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業	金額
6 土木費	2 道路橋りょう費	通学路対策事業	千円 200,160

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

款		補正前の額
14	国庫支出金	2,809,042
15	県支出金	1,243,345
18	繰入金	713,938
19	諸収入	155,206
	歳入合計	16,682,674

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
21,025	2,830,067	
750	1,244,095	
10,419	724,357	
3,638	158,844	
35,832	16,718,506	

歳出

款	補正前の額	補正額
2 総務費	2,100,635	3,275
3 民生費	5,591,784	△1,313
4 衛生費	3,748,166	32,412
8 教育費	1,355,904	1,458
歳出合計	16,682,674	35,832

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
2,103,910	1,025		2,000	250	
5,590,471				△1,313	
3,780,578	20,750		1,638	10,024	
1,357,362				1,458	
16,718,506	21,775		3,638	10,419	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
14		国庫支出金	2,809,042	21,025	2,830,067
	2	国庫補助金	1,564,997	21,025	1,586,022
		2 民生費国庫補助金	457,054	275	457,329
		3 衛生費国庫補助金	23,173	20,750	43,923

15		県支出金	1,243,345	750	1,244,095
	2	県補助金	624,413	750	625,163
		1 総務費県補助金	2,806	750	3,556

18		繰入金	713,938	10,419	724,357
	1	基金繰入金	713,938	10,419	724,357
		1 財政調整基金繰入金	273,928	10,419	284,347

19		諸収入	155,206	3,638	158,844
	5	雑入	109,432	3,638	113,070
		2 雑入	109,175	3,638	112,813

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 児童福祉費補助金	275	子ども・子育て支援事業費補助金	275
1 保健衛生費補助金	20,750	新型コロナウイルスワクチン定期接種補助金	20,750
1 総務管理費補助金	750	奈良県移住・就業・起業支援事業補助金	750
1 財政調整基金繰入金	10,419	財政調整基金繰入金	10,419
1 雑入	3,638	各種検診個人負担金 移住・定住・交流推進支援事業補助金（一般財団法人地域活性化センター）	1,638 2,000

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	総務費	2,100,635	3,275	2,103,910	1,025		2,000	250
1	総務管理費	1,527,150	3,275	1,530,425	1,025		2,000	250
	1 一般管理費	1,023,222	275	1,023,497	275			
	3 企画費	228,429	3,000	231,429	750		2,000	250

3	民生費	5,591,784	△1,313	5,590,471				△1,313
	1 社会福祉費	2,970,216	△1,313	2,968,903				△1,313
	5 国民健康保険医療助成費	226,558	△1,313	225,245				△1,313

4	衛生費	3,748,166	32,412	3,780,578	20,750		1,638	10,024
	1 保健衛生費	499,546	32,412	531,958	20,750		1,638	10,024
	2 予防費	267,318	32,412	299,730	20,750		1,638	10,024

8	教育費	1,355,904	1,458	1,357,362				1,458	
	1	教育総務費	359,183	100	359,283				100
		2 事務局費	178,413	100	178,513				100
	4	幼稚園費	266,154	1,358	267,512				1,358
		1 幼稚園管理費	266,154	1,358	267,512				1,358

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	275	●給与関係費 ・人事給与システム改修委託料	275 275
8 旅費	400	●一般経費（総合政策課） ・費用弁償 ・特別旅費 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・すむ・奈良・ほっかつプロモーション委託料 ・事務備品 ・広陵町移住支援金	3,000
10 需用費	400		300
12 委託料	1,000		100
17 備品購入費	200		100
18 負担金、補助 及び交付金	1,000		300
			1,000
27 繰出金	△1,313	●国民健康保険医療助成費 ・国民健康保険特別会計繰出金	△1,313 △1,313
12 委託料	32,412	●予防接種事業費 ・予防接種委託料	32,412 32,412
1 報酬	96	●一般経費（教育総務課） ・中学校部活動地域移行検討委員報酬 （日額）8,000円×1/2×8人×3日=96,000円	100
11 役務費	4		96
		・通信運搬費	4
12 委託料	1,358	●幼稚園施設整備費 ・真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園改修工事設計委託料	1,358 1,358

議 案 第 4 0 号

令和6年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)

令和6年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,166千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,479,466千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月11日提出

広陵町長 山村吉由

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
2 国庫支出金	1 国庫補助金
4 繰入金	1 一般会計繰入金
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
0	8,479	8,479
0	8,479	8,479
241,841	△1,313	240,528
226,558	△1,313	225,245
3,472,300	7,166	3,479,466

歳 出

款	項
1 総務費	1 総務管理費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
17,744	7,166	24,910
17,504	7,166	24,670
3,472,300	7,166	3,479,466

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款	補正前の額
2 国庫支出金	0
4 繰入金	241,841
歳入合計	3,472,300

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
8,479	8,479	
△1,313	240,528	
7,166	3,479,466	

歳出

款	補正前の額	補正額
1 総務費	17,744	7,166
歳出合計	3,472,300	7,166

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
24,910	8,479			△1,313	
3,479,466	8,479			△1,313	

2 歳 入

款		項	目	補正前の額	補正額	計
2			国庫支出金	0	8,479	8,479
	1		国庫補助金	0	8,479	8,479
			1 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	0	8,479	8,479

4			繰入金	241,841	△1,313	240,528
	1		一般会計繰入金	226,558	△1,313	225,245
			1 一般会計繰入金	226,558	△1,313	225,245

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	8,479	社会保障・税番号制度システム整備費等補助金 8,479

5 職員給与費等繰入金	△1,313	職員給与費等繰入金 △1,313

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源
						特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1		総務費	17,744	7,166	24,910	8,479			△1,313
	1	総務管理費	17,504	7,166	24,670	8,479			△1,313
		1 一般管理費	11,131	7,166	18,297	8,479			△1,313

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	7,166	●一般管理費 ・国民健康保険システム改修委託料
		7,166 7,166

議 案 第 4 1 号

古寺川調整池機械設備工事に係る請負契約
の締結について

次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき
契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月
広陵町条例第4号）第2条の規定により、議会の議決を求め
る。

令和6年6月11日提出

広陵町長 山村 吉 由

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 古寺川調整池機械設備工事に係る請負契約 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 110,559,900円 |
| 4 | 契約の相手方 | 大阪府大阪市淀川区宮原3丁目3番31号
上村ニッセイビル
新明和工業株式会社 流体事業部営業本部関西支店
支店長 森島 孝明 |
| 5 | 契約期間 | 議決の日から令和7年2月28日まで |